

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ユニバーサル財団（以下「この法人」という。）の定款第18条（評議員の報酬等）及び第34条（役員報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に当たって必要となる経費をいう。

### (報酬等の額の決定)

第3条 この法人の評議員には、定款第18条に定める総額の範囲内において、別表第1「評議員の報酬」に定める定額とする。

2 この法人の役員には、各年度の報酬等の総額が300万円の範囲内において、次のとおり支払うものとする。

- (1) 理事の報酬等は、別表第2「理事の報酬」の定めに基づき支払うものとする。
  - (2) 監事の報酬等は、別表第3「監事の報酬」の定めに基づき支払うものとする。
- 3 理事が職員を兼務する場合の報酬等は、理事会で定める。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等の支給について、評議員及び役員本人から辞退の申し出があった場合は支払わないものとする。

### (講師等謝金)

第5条 評議員及び役員が理事長より研修、セミナー等の講師、原稿執筆、会議出席又はプログラム編成を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師等謝金の支払いに関する規則に基づき、謝金を支払うことができる。

(費用)

第6条 評議員及び役員がその職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年6月26日より改定施行する。
- 3 この規程は、平成27年6月5日より改定施行する。
- 4 この規程は、平成28年6月8日より改定施行する。
- 5 この規程は、令和4年6月6日より改定施行する。

#### 別表第1 評議員の報酬等 (一人当たり)

- 1 評議員会出席のつど 10,000円

#### 別表第2 理事の報酬等 (一人当たり)

- 1 理事会等出席のつど 10,000円

### 別表第3 監事の報酬等（一人当たり）

- |   |                      |          |
|---|----------------------|----------|
| 1 | 理事会等出席のつど            | 10,000円  |
| 2 | 監査報告書作成              | 10,000円  |
| 3 | 会計監査業務を行った日一日につき監査報酬 | 100,000円 |

但し、上記の金額は控除すべき税金等を控除した額。